

1) 安全管理に関する基本的考え方

医療事故を未然に防ぐ体制の確立に努め、職員の意識改革・啓発を図り、医療の質を向上させることで安全な医療を提供していく。

また、医療事故の発生に対しては、速やかにこれに対処し、事故の再発防止に努める。

2) 安全管理委員会・その他の組織に関する基本的事項

安全管理体制の確保及び推進のために、病院長を始めとして各部署責任者により構成する医療事故防止委員会を設置する。原則として、毎月1回定例会開催する。

3) 医療に係る安全管理の為の従業者に対する研修に関する基本方針

職員の医療安全管理に対する意識を啓発するために、研修会を年2回開催する。研修の実施内容については記録し保存します。

4) 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方針に関する基本方針

医療事故につながるとされる事例（インシデント）及び事故（アクシデント）事例は報告書を用い委員会へ報告させる。月ごとに集計し分析・評価を行い改善策を検討する。

5) 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

患者様や利用者様等に何らかの事故が発生した場合は、まず、第一に必要と考えられる最善の処置を施すとともに、患者様や利用者様そのご家族に速やかに誠実に情報提供を行う。

6) 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針

本指針は、ホームページに掲載するとともに、閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

7) 患者様からの相談への対応に関する基本方針

患者様や利用者様及びご家族からの医療安全に関する苦情・相談の窓口は事務部とするが、直接相談・苦情を求めてきた場合には、これを受けた窓口が対応する。また、相談や苦情は安全対策等の見直しにも活用するものとする。

8) その他医療安全の推進のために必要な基本方針

マニュアルを作成し、職員に周知するとともに見直しを継続して行い、情報の共有化を図りながら安全性の向上に努める。